○農林水産省告示第千百二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所			
登録番号	肥料の種類	名称	住所
生第80311号	汚泥発酵肥料	ＯＤパワーみのりくん	長岡市	新潟県長岡市大手通１丁目４番地10
生第80480号	し尿汚泥肥料	中部肥料21	富山地域衛生組合	富山県富山市万願寺439番地
生第84039号	液状複合肥料	ネプチューン３―４―１	エコサイクル株式会社	東京都中央区日本橋人形町二丁目33番８号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号及び四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
秋田市河辺和田字下タ川原一一番二から同市河辺和田字和田二八番一〇まで	前	三八・〇五～七二・八六メートル	〇・三五二キロメートル	
	後	三〇・八八～六一・八五メートル	〇・三五二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
妙高市大字二俣字西熊堂六六番一から同市大字坂口新田字宮ノ前一三三番一まで	前	一〇・〇～三〇・五〇メートル	〇・九四一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・〇～三〇・五〇メートル B 一七・五～九六・〇〇メートル	〇・九四一キロメートル 〇・九四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	敦賀市鉄輪町二丁目四番四から同市鉄輪町二丁目五番一〇まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十六日

○近畿地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字西赤色九五六番二から同町大字浜ノ宮字西赤色九五四番四まで	前	九・五～一二・〇メートル	〇・〇五九キロメートル
	後	一〇・五～一九・七メートル	〇・〇五九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字西赤色九五六番二から同町大字浜ノ宮字西赤色九五四番四まで	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月二十六日

○九州地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月二十六日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市北波多行合野字牛ケ谷二三六番三九から同市北波多行合野字牛ケ谷二四六番一まで	前	一五・〇～二五・六三メートル	〇・二一四キロメートル
	後	一五・七二～四〇・四八メートル	〇・二一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所